

議案参考資料

[令和2年第2回定例会(6月)]

[担当課(室)係]

商工振興課 商業金融担当

議案名

議案第49号 桐生市小口資金融資促進条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、令和2年5月15日から信用保証制度の対象業種が拡大されたことに伴い、所要の改正を行おうとするものです。

概要

新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、信用保証制度の対象業種が拡大されたことに伴い、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業についても融資対象とします。

具体的には、パチンコ店、場外車券(舟券、馬券)売場、キャバレー業等(いずれも公序良俗等の観点から問題のある場合を除く。)の業種を対象に加えるものです。

(施行期日：公布の日)

背景・経過

新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえ、経済産業省において、信用保証協会による保証の対象となる業種の見直しが行われ、これまで対象外であった業種について、令和2年5月15日から信用保証制度の対象とされました。

県市協調の本融資制度において、対象となる業種について県が国と同様の改正を行ったため、本市小口資金においても同様の方針とし、改正しようとするものです。